

大阪府立大冠高等学校同窓会会則

第1条 本会は、「冠同空間」と称する。

第2条 本会は、事務局を大阪府立大冠高等学校内に置く。

第3条 本会は、会員相互の友誼を篤くし、母校との連絡を図り、母校の教育事業を後援することを目的とする。

第4条 本会は、次の会員を以て組織する。

普通会員：大阪府立島上高等学校大冠校、大阪府立大冠高等学校の卒業生

特別会員：大阪府立島上高等学校大冠校、大阪府立大冠高等学校の現職員及び旧職員

第5条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 書 記 2名
- (4) 会 計 3名 ※
- (5) 会 計 監 査 2名
- (6) 幹 事 若干名
- (7) 同窓会委員 若干名

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 書記は、会議の記録、名簿、通信の任にあたる。
- (4) 会計は、会計の任にあたる。
- (5) 会計監査は、会計の監査にあたる。
- (6) 幹事は、必要に応じて本部役員を補佐する。
- (7) 同窓会委員は、各期各クラスを代表し、会務の連絡調整にあたる。

第7条 会長、副会長、書記、会計、会計監査、幹事の任期は1年とし、再任されることができる。同窓会委員の任期は3年とし、再任は行わない。

第8条 役員の選出は、次の方法による。

(1) 会長、副会長、書記、会計、会計監査、幹事は、ふつう会員より役員会が選出し、総会の承認を受ける。

ただし、会計のうち1名は、現教職員の中から、学校長の推薦に基づき会長が委嘱する。

(2) 同窓会委員は、卒業時に各クラスより若干名選出する。

第9条 本会は、次の事業を行う。

(1) 総会

(2) 会報の発行

(3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第10条 本会の総会議事は、総会出席者の過半数の承認で可決とする。

第11条 本会の経費は、普通会员の入会金、賛助金及び寄付金をもってこれに充てる。

第12条 入会金は5千円とし、卒業の際納入するものとする。

第13条 賛助金及び寄付金は、会員より年一度募集（応募は任意）する。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第15条 本会員の身上の異動（転居・改姓等）を生じたときに、これを本会支援事業部に報告するものとする。

第16条 本会則の変更は、役員会の議決を経て、総会出席者の3分の2以上の賛成により承認を受けるものとする。

附則

平成11年6月6日 施行（1999年6月6日）

平成21年10月25日 改正（2009年10月25日）

令和2年9月30日 改正（2020年9月30日）